

設 立 趣 旨 書

便宜上、「趣旨」と「経過」に分けていますが、必ずしもこの形式に拘る必要はありません。

趣旨書では、事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由が記載されている必要があります。またこの内容が要約され目的になります。

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
 - ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
 - ・ 法人格が必要となった理由
- 等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)
- 等

設立総会日以降の日付が記載されていますか。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所 鳥栖市宿町〇〇番地〇
氏名 鳥栖 太郎

法人名、設立代表者の住所氏名が正しく記載されていますか。

令和 3 年 6 月以降、押印は不要です。